

I. はじめに

本年 9 月に発行した Seiwa Newsletter Vol.27 では、仮想通貨の一つであるビットコインについて、法定通貨との相違点、特徴とメリット・デメリット、そして税務上の取扱いについて紹介しました。

Vol.27 「ビットコインの概要と税務上の取扱い」
http://www.seiwa-audit.or.jp/newsletter/1709_SeiwaNewsletter.pdf

仮想通貨にはビットコイン以外にも例えばイーサリアム、ビットコインキャッシュ、リップルといった銘柄がありますが、現在の時価総額はビットコインが 1 位です。仮想通貨全体の時価総額は、今年のビットコインの価格上昇の影響もあり、22 兆円を突破したというニュースもあります。

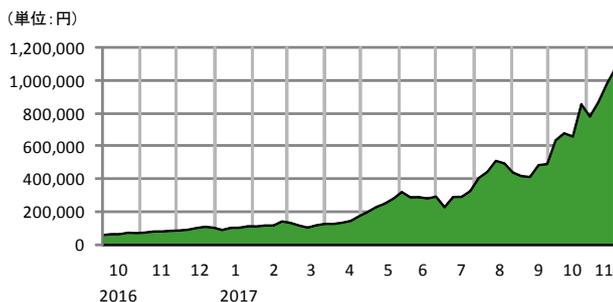
このような仮想通貨の取引量及び価値、企業活動に及ぼす影響の高まりを背景に、現在、仮想通貨に係る会計上の取扱いが企業会計基準委員会 (ASBJ) で活発に議論されています。本号では、仮想通貨に関連する最新の情報と会計上の取扱いに触れていきます。

II. 最近のビットコインの状況

ビットコインはじめとした仮想通貨は取引所を通じて売買することが可能です。現在は投機目的での売買が多いですが、ビックカメラなど一部の実店舗やオンラインサイトで利用できるようになるなど、利便性が増していることは前回の記事で紹介しました。

その後、さらに価格が急騰しており、前回 9 月時点では 1BTC=約 43 万円だったのが、いまは 1BTC=100 万円の大台を超えました。

【最近 1 年のレート推移】



この背景には、今年 11 月に世界最大の金融商品先物取引所であるシカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) を運営するアメリカの CME グループが、ビットコインの先物取引を今年末までに導入すると発表したことがあります。また、8 月にビットコインキャッシュ、10 月にビットコインゴールド、そして 11 月にはビットコインダイヤモンドが分裂・誕生しており、この点も投機マネーの流入を招いている要因です。

III. 仮想通貨の会計処理

ASBJ の審議内容によると、保有する仮想通貨を期末に時価評価し、取得原価との差額をその期の損益として認識することになります。

例えば、90 万円で購入したビットコインの期末日の時価が 100 万円となった場合、会計処理は以下のようになります。

取得時	仮想通貨(資産)	90 万円	/	現預金	90 万円
期末日	仮想通貨(資産)	10 万円	/	評価益 (P/L)	10 万円

上記の仮想通貨の会計処理は、(1)現行の他の会計基準との関係 (資産の属性)、(2)当該資産の保有目的、さらに(3)資産に活発な市場が存在するかどうかの観点から検討が進められてきました。

(1) 現行の他の会計基準との関係

仮想通貨が関係すると思われる現行の会計基準として、金融商品、棚卸資産及び無形固定資産の 3 基準が取り上げられました。仮想通貨が現行の会計基準のいずれかの資産の特性と類似しており、その結果、現行の会計基準の範囲内で会計処理を定めることができれば、仮想通貨のための新基準を開発する必要はありません。しかし、審議の結果、現行の会計基準がカバーしている資産には該当しないとの考えから、新基準の開発が進められています。

(2) 保有目的

仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者は、決済手段あるいは価格変動により売却益を得る目的で仮想通貨を保有すると考えられます。決済手段としては、外国通貨と同様に期末日の為替相場による円換算額を付すことと整合します。また、売却益を期待する場合においても、期末日の時価により評価することは合理的と考えられます。

(3) 活発な市場の有無

ビットコインのように仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において相当程度の取引量が存在する場合には、時価は比較的容易に把握することが可能であり、検討されている会計処理は適用可能です。しかし、取引所等が取り扱っていない、あるいは取引量が極めて少ない仮想通貨では、客観的な時価を把握することが困難であり、その場合には他の会計基準と同様に取得原価基準に基づき、減損の要否を検討することが考えられます。ただし、減損検討に際しても、将来の回収可能価額をどのように見積るのか、さらに検討が必要となりそうです。

また、活発な市場がある場合でも、取引所等によって相場が異なるため、どの相場を時価として利用するか慎重な判断が求められます。

【主な取引所の相場比較】(11月28日時点)

取引所	買板	売板
bitFlyer	1,120,100 円	1,121,040 円
Coincheck	1,117,656 円	1,118,282 円
QUOINEX	1,109,400 円	1,109,461 円
Zaif	1,117,150 円	1,118,300 円
BtcBox	1,116,500 円	1,119,946 円

IV. 仮想通貨交換業者

(1) 登録状況

資金決済法の改正に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁に登録申請を行い、認可されることが必要になりました。金融庁のホームページ上に、登録済 11 社の社名及び各業者が取り扱う仮想通貨、並びに審議中が 19 社である旨開示されています(2017年11月10日現在)。

なお、仮想通貨交換業者には、監査法人等による財務諸表監査及び分別管理監査が義務付けられています。この分別管理監査とは、業者が顧客から預かった現金や仮想通貨が業者の資産と区別して管理され、万が一業者が破たんした場合でも、顧客財産が全て返還されるような状況にあるか検証することを目的とした業務であり、証券会社にも義務付けられている制度です。これにより、利用者は安心して仮想通貨交換業者へ資産を預けることができます。

(2) 会計処理

証券会社では、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金については現預金を資産に計上し、「顧客からの預り金」を負債に計上します。一方で、顧客から預かった有価証券については、一般的に顧客に所有権が帰属するため、当該

有価証券は証券会社の貸借対照表に計上しません。

仮想通貨交換業者においては、顧客から預かった仮想通貨の認識について、両者のメリット・デメリットが比較検討された結果、貸借対照表に計上する方向で検討されています。賛否両論ありますが、仮想通貨は資金決済法上の「財産的価値」と定義されており、有価証券よりも現金に近い性格を有するという理由が挙げられています。一方、反対派の意見は、仮想通貨の法律上の所有権が明確でなく、仮想通貨交換業者に所有権が移転したといえない以上、注記による情報開示で十分ではないか、というものです。

V. 注記

現時点で、注記による情報開示が検討されている項目は以下のとおりです。なお、仮想通貨を保有するすべての企業や業者に一律に注記を求めるのではなく、重要性が乏しい場合に注記を省略あるいは集約して記載したり、対象を仮想通貨交換業者に絞る方向で検討が進められています。

- 期末に保有する活発な市場が存在する仮想通貨について、仮想通貨ごとの残高や単価の内訳
- 保有する仮想通貨の期末評価において、適用した時価に関する事項
- 期末に保有する活発な市場が存在しない仮想通貨について、仮想通貨ごとの取得原価や含み損益
- 仮想通貨交換業者が仮想通貨の売買成立後にブロックチェーン等に未記録となっている残高
- 重要な会計方針に相当する内容

VI. おわりに

今回の仮想通貨に係る会計基準の開発は、日本が米国基準やIFRSに先駆けて設定しようと試みているものです。海外でも仮想通貨の性質が金融商品や棚卸資産等に該当するか否かといった議論が交わされていますが、2017年7月には、米国証券取引委員会が、仮想通貨を利用した取引が連邦証券法の規制対象である「有価証券」に該当するとのコメントを発表しました。日本では資金決済法、米国では証券法といった取引を規制する関連法案によって、同じ仮想通貨の会計処理が国際的に異なる事態は避けて欲しいと思います。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>